

会 議 録

会議名	令和3年度第4回東浦町地域福祉推進委員会	
開催日時	令和4年2月21日（月） 午前10時から午前11時半まで	
開催場所	東浦町勤労福祉会館2階 会議室1	
出席者	アドバイザー	原田正樹氏
	委員	田島由美子氏、原田桂氏、日高啓治氏、山守正記氏、吉田禎宏氏、山崎紀恵子氏、金森大席氏、友永涼子氏、甲斐綾子氏、鈴木洋子氏、田近美由紀氏、宮池始氏、水野智久氏、原田博子氏、川添茂氏 2名欠席
	事務局	鈴木健康福祉部長、内田ふくし課長、齊藤ふくし課社会高齢係長、新美ふくし課地域包括ケア推進係主査、笹保障がい支援課課長補佐兼障がい支援係長、橋本児童課児童福祉係長、伊藤健康課成人保健係長、高見東浦町社会福祉協議会事務局長、鈴木東浦町社会福祉協議会統括係長兼地域福祉係長
議題	(1) 第2次東浦町地域福祉計画（案）について (2) 東浦町重層的支援体制整備事業実施計画（案）について	
傍聴者の数	なし	
審議内容	<p>◆事務局 会議開催。 次第に従い、会議を進行。 本日は新型コロナウイルス感染症対策におけるまん延防止等重点措置期間中のため、会議開催時間の短縮や事務局職員の出席者を減らすなど、規模を縮小して会議を進行。 傍聴者なしを報告。</p> <p>1 あいさつ</p> <p>◆事務局（健康福祉部長） 第2次東浦町地域福祉計画の策定も大詰めとなり、本日は本推進委員会からの答申をいただきたい。 また、本日は、パブリックコメントの意見も加味した最終（案）について事務局から説明し、委員の皆さまにおかれては、忌憚の</p>	

ないご意見をお願いしたい。

◆事務局

出欠確認。2名欠席だが、定員数に達しているため、会議を開催。

配布資料の確認。

会議のながれについて、本日は、議題（1）について、事務局からの諮問に対する本委員会としての答申をお願いしたい。

また、議題（2）については、令和4年度から実施を予定する重層的支援体制整備事業に特化した内容の報告とさせていただく。

議題終了後、事務局から策定後のながれを説明、アドバイザーから講評をいただき、事務局から連絡事項等を伝達の後、会議を閉会とさせていただく。

ここからの進行を委員長に引き継ぐ。

◇委員長

第2次東浦町地域福祉計画に関する諮問を本委員会が受けているので、この後、答申をさせていただくことになる。

パブリックコメントを受けて、変更点などがあるようなので、事務局からの説明を聴いていきたい。

2. 議題

◇委員長

（1）第2次東浦町地域福祉計画（案）について

事務局から、説明をするよう促す。

◆事務局

資料1-1の第2次東浦町地域福祉計画（案）について説明。

こちらの計画（案）は、前回、第3回地域福祉推進委員会において、ご報告させていただいた計画素案から、前回会議において委員の皆さまからいただいたご意見を反映し、その後、11月に役場内の行政経営会議、12月には議員の皆さまから全員協議会において、意見を聴取した。

随時、部会長の皆さまや行政・社協による庁内連携会議による検討を経て、計画素案を固め、1月4日から1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、住民の皆さまから聴取したご意見を参考に

修正を重ねてきた現時点での最新の計画（案）である。

また、第2次計画の策定においては、第1次計画に引き続き、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域で支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を、協働して、一緒につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制づくりを推進していくため、これまで、本推進委員会の委員の皆さまを中心に、住民のみなさんやボランティア団体、福祉・医療関係者、そして行政・社協等で検討し、策定を進めてきている。

はじめに、パブリックコメントの結果について報告。

1月4日から2月3日までの1か月間、本計画（案）に関する意見募集を実施したところ、第5章施策の展開について3件のご意見をいただいた。

1つ目は、資料1-1の第2次地域福祉計画（案）P.55以降、具体的施策における目標設定について、具体的な数値目標が示されているものと、そうでないものがあるが、数値目標が示されていないものであっても、できるだけ示すべきとのことのご意見。

こちらのご意見に関する本町の考え方としては、第3回までの推進委員会でも説明のとおり、地域福祉計画が福祉の分野別計画における上位・基盤計画であることを踏まえ、具体的施策の内容に応じて、分野別計画で詳細を位置付けるものと、地域福祉計画で詳細を位置付けるものとを区別し、目標設定をしており、当該ご意見については、参考とさせていただくが、計画（案）の修正等は行わない。

2つ目は、計画（案）P.60の具体的施策、権利擁護の推進について、この取組を推進するには本町の場合、知多地域成年後見センターとの連携が不可欠であるため、その旨を明記してはどうかのご意見。

こちらの意見に関する本町の考え方としては、P.2の計画の位置づけや、P.36、37の包括的支援体制の図の左下において、知多地域成年後見センターとの連携を示しているが、当該ご意見を踏まえて、P.60の権利擁護の推進に関する目標においても、知多地域成年後見センターとの連携に関する旨を明記させていただいた。

なお、計画（案）のとおり、令和4年4月以降、知多地域成年

後見センターが知多地域権利擁護支援センターへ名称を変更予定とのことで、本計画（案）においても知多地域権利擁護支援センターと記載し、整合性を図っている。

3つ目も同じく、権利擁護の推進に関する取組について、医療・保健・福祉の連携が重要であると考えますが、その観点から、担当として健康課も加えた方がよいのではないかとのご意見。

こちらのご意見に関する本町の考え方としては、第3回推進委員会においても説明のとおり、第5章施策の展開全体を通して、各具体的施策においては、主な担当部署を記載している。当該ご意見については、参考とさせていただきますが、計画（案）の修正等を行わない。

なお、担当として記載がない部署であっても、必要に応じて、協力・連携をしていく予定。

パブリックコメントの報告については以上。

続いて、追加資料1の第2次東浦町地域福祉計画（案）の主な修正等について説明。

こちらは、前回第3回推進委員会以降の計画（案）への修正等を取りまとめたものである。

本計画（案）に関する主な修正等について、要点を絞り説明。

通し番号4、計画（案）全体について、P.18のように用語解説が必要な箇所においては、コラムを追加。

通し番号8及び9においては、P.9からP.24までの統計からみる現状において、内容に応じて分析・説明や、最新の国勢調査結果等の内容を追加。

通し番号16のP.22、各地区コミュニティ・緒川新田区会員の加入率について、平成28年度から令和2年度までの各地区の加入率を記載。本計画においても、加入率の減少を深刻な課題と捉えており、地域において希薄化する人間関係への対策として、地域福祉の視点から重点プロジェクトを中心とした施策を展開していく。

通し番号18では計画（案）P.34のとおり、課題のまとめとして、理想のまちとはどんなまちかという視点で、具体的に描く理想のまちに向けての課題を整理し「ほっとけん」「やくわり」「ささえ

あい」の基本目標を設定するに至ったプロセスを修正した。

通し番号 19 では、計画（案）P.35 のとおり、本町の包括的支援体制に関して、ささえあいの地域づくりにおける、計画の圏域を説明するページとして追加。この圏域単位で、課題解決に向けた取組や施策を行うことにより、圏域間において連動させることで効果的な取組や施策を推進していけるものと考えている。

通し番号 20、包括的支援体制の図については、印刷時には2ページを使って見開きとする。

住民の身近な地域において、困りごとを抱える世帯をはじめとする地域の人々の普段の生活の中での困りごとを、解決していくための支援や関わりが包括的に提供される体制づくりを見える化したもので、この第2次地域福祉計画では、本町が目指す取組や施策が詰め込められた大変重要な図である。

課題の整理から抽出された、基本目標「ほっとけん」「やくわり」「ささえあい」を通して、この包括的支援体制をつくりあげ、図の中心にある、多世代・多属性の交流、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や資源が、世代や分野を超えてつながることで、ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を町全体で目指す意味が込められている。

通し番号 21、重点プロジェクトの名称変更について。

第3回推進委員会において、各重点プロジェクトの名称における記号の使用に関する意図についてご意見があった。いわゆる「ビックリマーク」の使用に関する見直しを部会長とともにを行い、修正させていただいた。「ビックリマーク」の有無に関わらず、すべて重点的に取り組んでいくプロジェクトとして進めていきたい。

通し番号 23、計画（案）P.42 から P.77 までのページ編成として、第4章「施策の展開」第5章「重点プロジェクト」としていたが、本計画の目玉である重点プロジェクトを引き立たせるため、第4章及び第5章の内容を入れ替えた。細かい説明等を追加し、構成上違和感のないよう修正等をしている。

通し番号 24、計画（案）P.42 から P.54 まででは、重点プロジェクトの概要について、例えば P.46 のように「ほっとけん」「やくわり」「ささえあい」の基本目標ごとに「その他に出された意見の紹介」のページを加えることで、作業部会で検討されたその他の貴重な意見を紹介でき、また、読んでいただくときに、休んだり、楽しんだり、気分転換をしていただきながら、目玉である重点プロジェクトについて最後まで読んでいただきたい、というねらいがある。

通し番号 25 から 30 までについては、各重点プロジェクトに関して、部会長とともに内容を再度見直し、語句の整理や修正等を行っている。

例えば、通し番号 28 では、走れ！ちょいバス ウラ・うららについて、第3回推進委員会でも意見いただいた「免許返納後の足」「移動難民」のような誤解を招くおそれのある語句については「免許返納後の移動手段」「買い物・移動に困っている人」と、適切な語句への修正を行った。

第5章施策の展開については、通し番号 31、計画（案）P.55 において、この章では行政等が行う専門的な施策など、情報量が多いため、P.55 のように、ページの見方に関する説明を追加している。

通し番号 32 では、例えば P.58 の記載のように、基本施策ごとに重点プロジェクトにおける目標を記載し、行政・社協を中心に進める具体的施策と関連付けている。

通し番号 33 では、例えば、計画（案）P.63 の記載のように基本目標ごとに、福祉の分野別計画における関連施策・キーワードとして「相談に関すること」「参加に関すること」「地域づくりに関すること」を整理し、分野別計画においては、地域福祉計画の理念や施策を踏まえた上で、地域福祉計画と連動して専門的な施策を進めていく。

通し番号 34 では、具体的施策における各担当について、令和4年4月に予定する行政の機構改革に合わせて、該当する部署名を修正。

通し番号 35 では「ほっとけんな～」における重点プロジェクト

に関する目標として、部会長と検討のうえ「概念を住民の 20 パーセント以上の人知ってもらう」としていたところを「住民の 20% 以上の人に、ほっとけんな～になってもらう」と修正。

最後に、通し番号 45 では、資料編として、巻末において用語解説を追加。

追加資料 1 の計画（案）における主な修正等一覧についての説明は以上。

なお、今後、計画書の印刷・発行までに、最終の語句等の修正やその他資料等を追加し、計画書本編と、本編を抜粋した概要版として、追加資料 2 の第 2 次東浦町地域福祉計画概要版（案）はカラー印刷し、それぞれ 3 月下旬に発行。

また、委員の皆さまにおかれては、今後、追加資料 3 及び追加資料 4 のとおり、重点プロジェクトの道すじに沿って、プロジェクトを実施していただくため、来年度以降も引き続き、追加資料 4 のとおり、地域福祉推進委員会は合同会議として年 1 回の開催とし、3 つの作業部会については、それぞれ 3 つのチームとして、そのまま移行させていただくため、引き続き、重点プロジェクトの実施に向けた検討を、年 3 回程度予定している。

各チームの会議や重点プロジェクトの実施については、来年度、7 月以降チーム会議として開催していくので、委員の皆さまのご参加とご協力を、今後ともよろしくお願いしたい。

以上、本日は、本計画（案）の諮問に対する答申ということで、委員の皆さまからのご承認をよろしくお願いしたい。

議題（1）第 2 次東浦町地域福祉計画（案）に関する説明は以上。

◇委員長

何か意見や質問はあるか。

◇委員

資料 1 - 1 の P. 50、その他に出された意見の紹介のページについて。部会の中で色々な意見が出たものが、とても良い形で掲載してもらえている。意見を掲載しているページに、基本目標の記

載があると、さらにわかりやすい。

また、ひがしうら於大学の認定証の記載が、学生にも、講師にも、ということはあるかと思うが、認定証については重みをつけるという話も出ていたので、少しこちらで考えているものと内容が異なっている。

◆事務局

記載の内容については、検討のうえ修正させていただく。

◇委員

資料1-1のP.18、相談件数について、前回までの計画素案には、学校の相談件数が記載されていたが、なぜ「子どもと親の相談員」相談件数に変更されたのか。

◆事務局

学校教育課と検討して、この内容に変更。他で報告している内容と整合性を図るために、変更をさせていただいた。

◇委員

資料1-1のP.19、子育て世代包括支援センターの相談件数については、前回までの計画素案と数値が変わっているのはなぜか。

◆事務局

実施回数や相談人数を計上していたが、他の支援センター等の相談件数と整合性を図る形で、相談件数の記載に変更をさせていただいた。

◇委員

資料1-1のP.22、各地区コミュニティ加入率、緒川新田区会員の加入率について、加入率というのは、どういった計算で算出しているのか。また、なぜ緒川新田地区のみこういった記載になっているのか。

◆事務局

コミュニティ加入率については、同ページに説明を掲載させていただいているとおり、コミュニティ会費の合計額を会費単価と住民基本台帳上の世帯数で割り返して算出している。

緒川新田区の記載については、区長に確認のうえ、各地区コミュニティという表現ではなく、緒川新田区会員とさせていただいた。

◇委員

会費を支払ったかどうかで、会員であるかどうかを判断しているということになるのか。会員について、卯ノ里コミュニティでは会費を支払わなくても会員なので、加入率が100%ということになるのではないかと。なぜ、記載を分けるのか疑問である。

◇委員

前回までの計画素案では、各地区コミュニティで統一していたが、各区長とも調整していく中で、各区長からは、この記載でお願いされた。

本来であれば、区民全員が会員であるが、線引きとしての意思表示をしてもらっているということで、会費を支払っていただいた人には広報などを配布している状況である。

◇委員

会費を支払っていないから広報が配布されないということになると、おかしいことにならないかと。

◇委員

連絡所とコミュニティというものが分離できない状況で、私たちの中でも課題になっているところである。計画に掲載するコミュニティへの加入率の減少を示す内容としては、この記載が適当ではないかと考える。

◆事務局

資料1-1のP.22にあるコミュニティ加入率を掲載している意図について。

会費を支払っていただいた人には地域活動につながる良さがあるが、ここでは地域とのつながりが薄れていることや、会員が減少しているところを示したうえで、地域福祉計画の中で施策として取り組んでいくために掲載している。

コミュニティにおける根本に関する議論は、今回の議論としては触れる内容ではないと考える。

◇委員長

計画への記載内容としては、ここに示してある内容でいきたいと思う。

その他に何か意見や質問はあるか。本日いただいた意見を踏まえ、一部修正を行い、答申したいと思うが、計画（案）についてご承認いただけるか。

◇各委員

異議なし。

◇委員長

事務局が修正を加えた後、私から委員長名で計画（案）を答申させていただきます。

（２）東浦町重層的支援体制整備事業実施計画（案）について
事務局から、説明をするよう促す。

◆事務局

資料２の東浦町重層的支援体制整備事業実施計画（案）について説明。

なお、議題（２）においては、重層的支援体制整備事業を「重層事業」といい、重層的支援体制整備事業実施計画を「重層事業実施計画」という。

はじめに、先ほど答申をいただいた第２次地域福祉計画とともに来年度から実施を予定する重層事業を適切かつ効果的に実施していくため、こちらの重層事業実施計画（案）を作成した。

資料の２に沿って説明させていただきます。

P. 1では、1計画の策定にあたって、（１）計画策定の背景として、国及び地域の少子高齢・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化してきており、さらに、核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化している。

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みに

はあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭である「8050問題」や、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」など、一世帯で複数の課題を抱えるという問題が生じている。そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となっており、今後の対応や取組が重要となっている。

(2) 重層事業の目的は、昨年度の社会福祉法の改正によって、重層事業が創設され、既存の「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「相談支援」②「参加支援」③「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものとなっている。

(3) 重層事業の全体像としては、先ほどの3つの支援を柱とし、個別支援と地域支援の両面から「人と人」とのつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことで、本人と、支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものとなっている。

P. 3では、(1) 他計画との関係性について、図のとおり地域福祉計画では、「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進していくため、福祉の分野別計画における共通事項を定めるものとして、上位・基盤計画の位置付けである。また、重層事業実施計画では、地域福祉計画の理念を共通としつつ、重層事業の実施のために必要な事項に特化した内容を示している。

P. 4では、地域福祉計画と共通する本町の包括的支援体制として、重点プロジェクトや行政・社協で取り組む具体的施策とともに、この重層事業を中心として、包括的支援体制の整備を進める。

P. 5の計画期間の図について、重層事業実施計画においては、地域福祉計画や福祉の分野別計画との整合性を図るため、初回の計画期間を令和4年度及び令和5年度の2年間とし、その後は3

年毎に見直しを行う予定としている。また、重層事業を適切かつ効果的に取り組むため、地域福祉推進委員会において、毎年、実施状況を確認したうえで検証・評価を行い、P D C Aサイクルによる本計画の見直し・改善に関する進行管理を地域福祉計画とともに実施していく。

なお、国から示された重層事業実施計画の策定ガイドラインにおいて、重層事業開始時点における任意の記載事項である事業目標や評価に関する詳細事項については、令和5年度までの初回の計画期間中の現状課題等を踏まえ、具体的な数値目標等の設定をしていく予定。

P. 6以降の3事業の実施内容では、(1) 包括的相談支援事業では、断らわらない相談支援として、本町における包括的相談支援事業は、複雑化・複合化する困りごとを抱える本人やその世帯への支援として、既存の「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の福祉分野別の相談支援機関を中心に、教育分野とも連携を図り、制度の狭間にまで行き届くよう、相談支援の充実を図るため、相談支援機関間で連携しながら実施する。

P. 9では(3) 地域づくり事業として、本町における地域づくり事業は、高齢分野の生活支援体制整備事業を中心に、地域資源の開発や、地域生活課題の解決に向けた支援を行う。

また「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」に関する分野別の地域づくり活動における世代や、分野を超えた、ささえあい活動や交流の場づくりを推進していく。

なお、生活困窮に関する地域づくり事業としては、第2次地域福祉計画の9つの重点プロジェクトを位置づけており、地域住民、福祉事業者、ボランティア団体等と連携し、実施していく。

そして、P. 8の(2) 参加支援事業や、P. 11の(4) アウトリーチ等事業、P. 12の多機関協働事業については、本町では、コミュニティソーシャルワーカーが一体的に実施することとし、地域に出向いての支援をするなど、民生委員・児童委員や集いの場関係者等と連携し、生活に困りごとを抱える本人やその世帯の早期発見に努めるとともに、オーダーメイドの参加支援や、課題の解きほぐし・支援者の役割分担等を行う。

なお、こちらの各事業の実施体制における人員配置について、現時点では、来年度の予算や人事異動に関する内示前であるため、空欄とさせていただいている。

最後に、P.14 では（２）支援会議と重層的支援会議について、重層事業の効果的な実施のために、多職種連携や多機関協働が重要となる。

本町における両会議の実施方法としては、こちらの表のとおり実施していく。

包括的相談支援事業者やコミュニティソーシャルワーカーが受けた相談のうち、複雑化・複合化した事案であれば、まずは支援会議において情報共有や解きほぐしを行い、その結果、既存の関係機関間の連携では対応できない場合であれば、困りごとを抱える本人や家族と信頼関係を築いたうえで、本人同意を得た後、支援プランを作成し、重層的支援会議を通じて、支援関係機関間で支援の方向性に係る合意形成を図り、円滑なネットワークをつくり、支援を行うというながれを作っていく。

なお、本人同意が取れず、支援が滞ってしまうことがないように、地域福祉計画の「ほっとけん」の精神で、本町では、独自に、支援会議後においても、「世帯丸ごと支援プラン」と称して、守秘義務を課したうえで、本人同意を不要とする支援者間での合意形成のためのプランを作成し、協力・連携して、アウトリーチや見守り支援等を行う。

以上、重層事業については、今年度、移行準備事業として、行政・社協をはじめとした支援関係機関において、勉強会や、モデル的な支援会議を実施し、支援者間における横の連携を強化してきた。来年度以降の事業開始後も、引き続き、横の連携を意識し、重層事業を実施していくため、委員の皆さまにおいても、必要に応じて、支援会議や重層的支援会議への招集をさせていただくこととなるが、ご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

議題（２）東浦町重層的支援体制整備事業実施計画（案）について、説明は以上。

◇委員長

何か意見や質問はあるか。

具体的な目標等は今後、初回計画実施の２年間で検討していくとのこと。こちらの重層計画は用語等も専門的で難しくなってい

るが、理念や考え方については先ほどの地域福祉計画と共通するものである。

◇委員

議題（１）、（２）の全体を通しての内容となるが、大変素晴らしい計画になったかと思う。しかし、計画ができて、実施をしていかなければ意味がない。事業は多岐に渡っているので、これを今までの業務と併せて実施をしていくことは大変である。推進体制にも記載があるように、PDCAサイクルを踏まえ、進めていくことが重要となる。

行政には、これほどたくさんの計画があることを知らなかった。今後、住民に広く周知していかなければ、関係者だけの計画になってしまうため、よろしくお願ひしたい。

◆事務局

計画を策定して終わりにするのではなく、きちんと実施をしていきたいと考えている。

また、来年度から9つの重点プロジェクトも始動していくことになるので、皆さまにも協力をいただきながら進めていきたい。

広く住民の皆さんへ知ってもらうということも重要であり、今後、しっかりと周知を行っていきたい。

◇委員長

第1次計画策定の際には、コミュニティソーシャルワーカーを配置するという内容がでてきており、どういったことを行うのだろうかと思っていた。第1次計画期間中に、コミュニティソーシャルワーカーたちが活躍する姿を見て、計画が実施されているということを実感した。そういった活動や活躍の場が広がっていくことで、住民の理解や周知にもつながっていくのではないかと思う。

◇委員

議題（２）について、断らない相談ということがとても重要である。SOSが出せないでいる人や、困っていることがわからない人もいる中で、地域のサロンや居場所を活用して、見守りなどを行い、支援につなげていくことが必要。

重層的支援体制整備事業計画もできたということで、私たちも

気を引き締めて活動に取り組んでいきたい。

◇委員

議題（１）について、第２次計画は、第１次計画はと比べて具体的になっていると思う。包括的支援体制として示していただいた図についても、現在、何が必要であるのかがわかりやすくなっているように感じた。

◇委員

議題（２）について、参加支援、地域づくりを行っていくときに、どこかがやってくれるだろうという考えではいけない。住民も何かしらの役割があり、参加していくという主体性を持てるような記載があると良いかと思う。

◇委員

議題（２）について、私はボランティアとして、子ども食堂や居場所づくりの活動をさせてもらっている。その中で、ダブルケアやひきこもりなどの問題を耳にすることがある。私たちの中では、個人情報の問題をどうすれば良いのかという問題が出てきている。仕事であれば、決められた中で取り扱って対応していくことができるが、個人的なボランティアとなると個人情報の扱いなどに困っている状況である。

地域福祉の中に、ボランティア団体との連携も含んでいただき、まちを良くしていく取組ができたらと考えている。

◇委員

議題（１）について、２年間かけて策定していく中で、何度も話し合いを重ねてきた。重点プロジェクトの検討においても、現場での困りごとなどを集めながら、形にしたもの。

計画があるからやると促してしまうと、皆さんは肩に重みを感じるように思う。そうではなくて、普段やっていることが、計画の一部であるというようになっていくと良い。知らず知らずのうちにたくさんの住民を巻き込み、自然にながれで、地域福祉に関心を持ってもらうことができれば良いと思う。

大変素晴らしい計画ができたと思うので、今後は実施に向けて取り組んでいきたい。

◇委員

議題（２）について、資料２のP.14に会議の構成員として、民生委員・児童委員の記載があるが、これは決定なのか。

◆事務局

困りごとを抱えている人々が、地域でどのような暮らし、生活をされているのかということについて、民生委員・児童委員などの力もお借りして、把握や支援につなげていきたいという思いから、含めさせていただいた。ぜひ、ご協力をお願いしたい。

◇委員長

本日の議事日程をすべて終了した旨を告げ、事務局に引き継ぐ。

3 その他

◆事務局

本日までの第２次地域福祉計画の策定に当たり、約３年にわたり、熱心に議論いただいた委員の皆さまには、大変感謝を申し上げます。

皆さまからの貴重なご意見を参考に、更なる地域福祉の推進に努めていくため、今後もよろしくお願いしたい。

今後のスケジュールについて、追加資料５の第２次東浦町地域福祉計画策定後のながれとして、本日の第４回委員会以降、皆さまにご承認をいただいた計画（案）において、最終の語句の修正やその他資料等を追加し、３月下旬に計画書及び概要版の印刷発行を行う。なお、策定した計画書及び概要版は、ホームページに掲載のうえ、関係機関・施設に配布させていただく予定。

令和４年度以降としては、５月９日（月）、午後６時半から第２次地域福祉計画のキックオフイベントとして、住民のみなさんや福祉関係者を対象に「東浦町の地域福祉を考えるシンポジウム（仮称）」を、WEBと集合形式のハイブリッド型で開催し、広く周知していきたいと考えている。

また、７月から１２月までには、チーム会議を３回程度実施し、各重点プロジェクトについても、内容に合わせて、随時、地域の人々とともに実行開始していき、１２月から２月までにおいては、第１回の地域福祉推進委員会を開催し、第２次地域福祉計画の進行管理を行っていくため、委員の皆さまのご参加とご協力をよろ

しくお願いしたい。

◇アドバイザー

皆さんからのコメントの中に、第2次計画への思いが現れていたように思う。

第1次計画と第2次計画の大きな違いについて、第1次計画のときには東浦町に地域福祉というものを行政施策としてどのように加えていくかであった。第2次計画では、具体的になり、焦点化されたという部分が大きな違いである。

焦点化された内容は、基本目標として「ほっとけん」「やくわり」「ささえあい」の3つに絞り込み、それが具体的になっている。この3つがバラバラになるのではなく、包括的支援体制として、町全体で地域福祉を推進していくということを描いていることが1つの特徴かと思う。

また、重層的事業が来年度から開始される。記載にある包括的相談支援事業は「ほっとけん」が断らない相談支援につながる。参加支援事業については「やくわり」につながる。地域づくり事業については「ささえあい」につながる。東浦町の重層的支援体制整備事業というものは、地域福祉計画に基づき、事業がつけられている。

アウトリーチ事業というものが出ていたが、単なる家庭訪問を行うということではなく、潜在的なニーズや困りごとをどう引き出すのかということになる。本人や家族が困りごとを言わなかったり、言えなかったりする中で、どういった支援をするのかが重要となり、これまでは、制度上、申請主義であったため対応が難しかったところである。

多機関協働事業については、様々なところが連携し、みんなで支えていける仕組みをつくっていくことである。仕組みをつくっていく中で、会議体が2つ出てくる。2つの違いとしては、個人情報共有に関する本人同意の有無である。おそらく、本人同意が取れているものに関しては、その後の支援が行いやすい。本人同意がない場合にどのように支援をするかが、ポイントとなる。

東浦町では、「世帯丸ごと支援プラン」というように、本人同意が取れない人に対しても支援をしていくこととなる。

また、第2次地域福祉計画については、とても良い計画となってきたので、これをどのように周知していくのかということが大切である。他自治体だと、計画本編は関係者だけが手元に置き、

概要版は外にアピールしていくことが多いが、東浦町の場合は、本編についても読みやすく、計画を伝えていくということが皆さんの総意であることが伝わった。

計画を読んでもらうことや、周知していくための工夫が必要となってくる。9つの重点プロジェクトを動かしていく中で、自然なながれで伝えていくことも重要である。

そして、PDCAサイクルにより、計画を推進していただきたい。

◆事務局

皆さまからご意見いただいたことを今後の計画推進に活かしていきたい。

◆事務局

連絡事項など

閉会を宣言。